

平成 27 年 9 月 1 日
総務局総務部人材育成課
電話 245-5651
内線 2851

千葉市政担当記者 様

千葉市職員の在宅勤務制度を新たに開始します

本市では、職員に働き方の選択肢を提供することで、育児又は介護と業務との両立を支援し、職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、不測の事態が生じた場合においても業務の継続性を確保するため、本日から職員の「在宅勤務制度」の運用を開始しますので、お知らせします。

1 在宅勤務の概要（※別添「在宅勤務実施の流れ」を参照）

職員が週 4 日以内（週 1 日以上は庁舎で勤務）、通常の勤務場所から離れ、自宅のパソコン等から庁内ネットワークにアクセスして勤務します。

2 勤務条件等

在宅勤務する職員の勤務時間や勤務条件及びサービス管理等については、原則として通常の勤務場所での勤務の場合に準じます。

※在宅勤務に係る経費は、公用で利用した電話の通話料及び通話の公用、私用を分けて請求するサービス料以外の経費は職員負担とします。

（例：通信回線使用料、パソコン等の機器、光熱水費、文具、什器等）

3 対象者

在職期間が 1 年以上の在宅勤務を希望する常勤職員で次のいずれかに該当する職員

ア 小学校 3 年生までの子を養育する必要がある者

イ 日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等を介護する必要がある者

ウ インフルエンザ等の流行性疾患や感染症等で外出が制限される状態である者

4 効果

- (1) 育児や介護で時間的制約がある職員に、働き方の選択肢を提供することで、業務との両立を支援
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスを向上
- (3) 不測の事態が生じた場合においても業務の継続性を確保

5 運用開始日

平成 27 年 9 月 1 日（火）

6 その他

在宅勤務制度を導入するのは政令市で 3 番目となります。

※導入済みの政令市：広島市（平成 22 年 7 月～）、福岡市（平成 27 年 7 月～）